

平成30年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況

神戸市民祭協会

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>会計に関する事務</p> <p>ア 補助金にかかる事務を適正に行うべきもの</p> <p>協会では、神戸まつり各区協賛会に対して、まつりに関連する各区事業の実施のために、「神戸まつり各区協賛会補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付している。要綱では、各区協賛会は補助事業終了後、実績報告書を提出するものとされている。</p> <p>平成29年度において、一区の協賛会は、実績報告書の提出が遅れ、実績見込額をもとに総会において決算の承認を受けている。</p> <p>総会の日までには実績報告書の提出を求めるべきである。</p> <p>(2) 意見</p> <p>支出事務について</p> <p>協会では口座振込で支出を行っており、振込依頼書に金額及び手数料を記入の上、取引銀行の窓口で手続を行っているが、支出決裁を起案するにあたって手数料の金額誤りによる訂正が数多く見受けられた。</p> <p>口座振込は現金を取扱わなくても支出できるが、振込にかかる事務も煩雑である。</p> <p>支払にかかる事務の軽減のため、ネットバンキングを導入するなど、事務の簡素化、効率化のための対策を検討されたい。</p>	<p>総会の開催日までに、実績報告書の提出するように依頼する。</p> <p>ネットバンキングの導入など、事務の簡素化、効率化のための対策を検討していく。</p>	<p>措置方針</p> <p>措置方針</p>